

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と東神楽町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1エの表広域観光のネットワーク化の項を次のように改める。

広域観光のネットワーク化	取組の内容	圏域の広域観光ネットワークを形成し、滞在型観光を促進するため、広域観光ホームページによる情報発信及び圏域の観光施設等を活用した観光ルートの構築を進める。
	甲の役割	圏域の情報の共同発信に向けて連絡調整を行う。 観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築において、乙と協力して取り組む。
	乙の役割	圏域の情報の共同発信に向けて甲に対し、情報を提供する。 観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築において、甲と協力して取り組む。

別表第1エの表に次のように加える。

農業生産技術等 情報共有事業	取組の内容	圏域の農業の振興に資するため、農業生産技術等に関する情報の共有を図る。
	甲の役割	旭川市農業センターにおける試験研究に関する情報を乙に提供する。
	乙の役割	乙の区域における農業生産技術等に関する情報を甲に提供する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年12月26日



旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長 西川 将



上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

乙 東神楽町

東神楽町長 山本

